

かながわ子ども・若者みらい計画(仮称) 素案のポイント

神奈川県 福祉子どもみらい局
子どもみらい部 次世代育成課

令和6年11月1日

1 ふりかえり

2 計画に位置付けた事業

- ① 子ども・若者の社会参画、意見反映
- ② ライフステージを通じた重要事項
- ③ ライフステージ別の重要事項
- ④ 子育て当事者の不安解消のための施策
- ⑤ 子ども・若者を地域でともに育む施策

3 目標値

4 教育・保育の需給計画

5 人材の必要見込み数

6 計画の点検・評価及び推進体制

1 ふりかえり

2 計画に位置付けた事業

- ① 子ども・若者の社会参画、意見反映
- ② ライフステージを通じた重要事項
- ③ ライフステージ別の重要事項
- ④ 子育て当事者の不安解消のための施策
- ⑤ 子ども・若者を地域でともに育む施策

3 目標値

4 教育・保育の需給計画

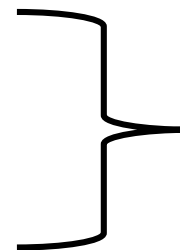
5 人材の必要見込み数

6 計画の点検・評価及び推進体制

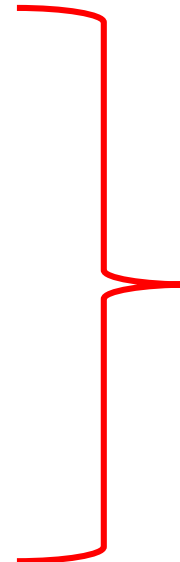
1-1 ふりかえり

計画の構成

- 1 はじめに
- 2 本県の子ども・若者・子育ての状況
- 3 計画の基本理念等
- 4 主要施策等の取組
 - (1) 子ども・若者の社会参画、意見反映
 - (2) ライフステージを通じた重要事項
 - (3) ライフステージ別の重要事項
 - (4) 子育て当事者の不安解消のための施策
 - (5) 子ども・若者を地域でともに育む施策
- 5 教育・保育の需給計画及び人材の必要見込み数
- 6 計画の点検・評価及び推進体制
- 7 参考資料



骨子案で議論



素案で議論(今回)

1-2 ふりかえり

基本理念、基本方針

- ・ 条例に合わせる。
- ・ 条例の目的 → 計画の基本理念
- ・ 条例の基本方針 → 計画の基本方針

基本理念

子ども・若者の目線に立った施策の推進を通じて、子ども・若者一人一人の望みと願いを尊重しながら、誰もが自分らしく、幸せに暮らせる社会の実現

基本方針

子ども・若者の目線に立った権利・利益の尊重

すべての子ども・若者があらゆる差別を受けず、生命、生存及び発達に対する権利や自己の意見を尊重され、自分らしくいられるとともに、その最善の利益が考慮されること

子育てしやすい社会環境の整備

父母その他の保護者が子育てに伴う喜びを実感できるよう、子育てに関する負担の軽減、不安の解消をすること

社会の一人ひとりが子育て当事者

個人の価値観及び家庭その他の場における生活を尊重しながら、社会全体で連携し、協力することで、子ども・若者を支え、育てること

1 ふりかえり

2 計画に位置付けた事業

- ① 子ども・若者の社会参画、意見反映
- ② ライフステージを通じた重要事項
- ③ ライフステージ別の重要事項
- ④ 子育て当事者の不安解消のための施策
- ⑤ 子ども・若者を地域でともに育む施策

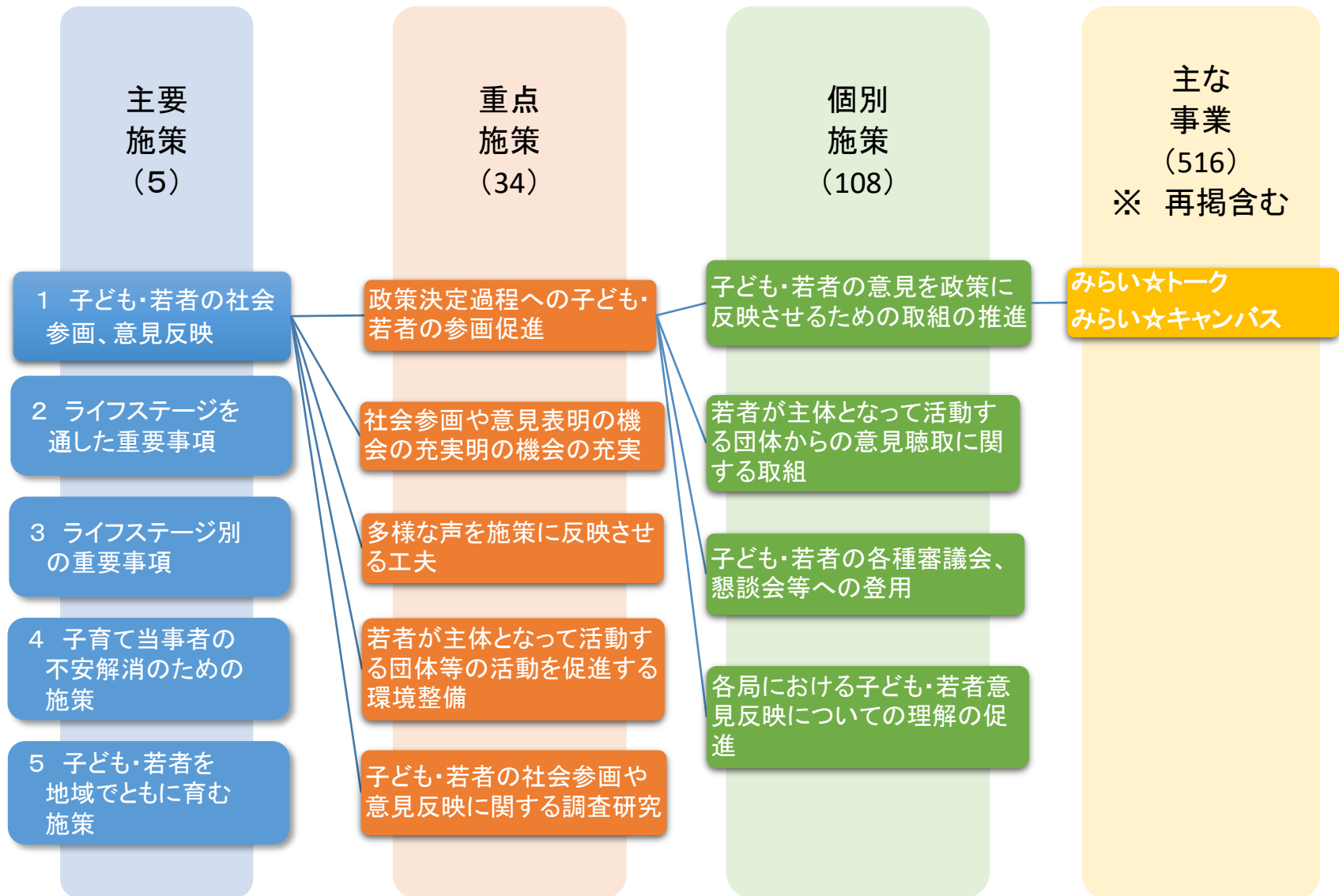
3 目標値

4 教育・保育の需給計画

5 人材の必要見込み数

6 計画の点検・評価及び推進体制

2-1 施策体系



2-2 計画に位置付けた主な事業

① 子ども・若者の社会参画、意見反映(p.36 ~)

重点施策	個別施策数 (主な事業数)	主な事業の例
1 政策決定過程への子ども・若者の参画促進	4 (4)	・子ども・若者みらい提案実現プロジェクト
2 社会参画や意見表明の機会の充実	1 (2)	・児童相談所における子どもの意見表明権利の確保
3 多様な声を施策に反映させる工夫	1 (1)	・みらい☆トーク(対面版子ども目線会議) ・みらい☆キャンバス(デジタル版子ども目線会議)
4 若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備	1 (1)	・高校における地域貢献活動等
5 子ども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究	1 (1)	・みらい☆キャンバスでの意見分析

2-3 計画に位置付けた主な事業

新たに位置づけた事業

重点施策(個別施策)

- 1 政策決定過程への子ども・若者の参画促進
 - (1) 子ども・若者の意見を政策に反映させるための取組の推進



対面版・デジタル版子ども目線会議、「子ども・若者みらい提案実現プロジェクト」の着実な実施

対面、オンラインによる座談会形式やプラットフォーム上での電子掲示板、電子意見箱など様々な手法を組み合わせながら、多様な子ども・若者の意見を聴取し、フィードバックを公表します。

また、子ども・若者の目線で考えた事業提案を募集し、県が事業化する取組も併せて行います。



デジタル版子ども目線会議



子ども・若者みらい提案実現プロジェクト

2-4 計画に位置付けた主な事業

② ライフステージを通じた重要事項(p.42～)

重点施策	個別施策数 (主な事業数)	主な事業の例
1. 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	1 (2)	・神奈川県こども目線の施策推進条例等の普及・啓発
2. 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	12 (61)	・鑑賞・体験機会の提供 ・広い歩道や段差のない歩道等の整備 ・特異な才能のある子どもに対する指導 ・外国人学校生徒等への学費補助 ・教員の指導力向上
3. 子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	2 (6)	・プレコンセプションケアの推進 ・妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援
4. 子どもの貧困対策	7 (55)	・子どもの学習支援や居場所づくり ・生活保護、生活困窮者自立支援 ・高等学校奨学金の貸付 ・子ども食堂への側面的支援 ・ひとり親等就業支援・養育費確保

2-5 計画に位置付けた主な事業

② ライフステージを通じた重要事項(p.42～)

重点施策	個別施策数 (主な事業数)	主な事業の例
5. 障害児支援・医療的ケア児等への支援	2 (25)	<ul style="list-style-type: none">・医療的ケア児支援センターの運営等・聴覚障がい児等手話言語獲得支援・インクルーシブ教育の推進
6. 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びケアラー・ヤングケアラーへの支援	8 (32)	<ul style="list-style-type: none">・家庭支援事業への支援・不安を抱える若年妊婦等への支援・SNS児童虐待防止相談事業・里親委託の推進・ケアリーバーへの支援・ケアラー支援専門員の設置
7. 子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組	10 (76)	<ul style="list-style-type: none">・1人1台端末を活用した心の健康観察・性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援・交通安全教育の推進・消費者教育

2-6 計画に位置付けた主な事業

新たに位置づけた事業

重点施策(個別施策)

2. 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

(6) 理数系教育、アントレプレナーシップ教育(起業家教育)、STEAM教育等の推進

スーパーサイエンスハイスクール(SSH)の推進

科学技術系人材を育成するため、理数教育推進校を指定します。指定校では、科学技術・理数に関する興味・関心と、知的探究心を一層高める教育を推進するための実践的な研究を行い、その成果を広く普及します。

優れた成果を挙げた指定校は、文部科学省「スーパーサイエンスハイスクール」の指定をめざします。

アントレプレナーシップ教育の推進

企業と県内商業高校の生徒が、アントレプレナーシップを踏まえた内容でマーケティングに関する授業展開を行っています。

多様性の理解や、次世代ならではのアイデアを生かし、実践的な学習を踏まえる中で、教育現場や地域社会の課題解決を目指します。



2-7 計画に位置付けた主な事業

新たに位置づけた事業

重点施策(個別施策)

3. 子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

(1) 妊娠期から子育て期を通じた切れ目のない保健・医療の提供

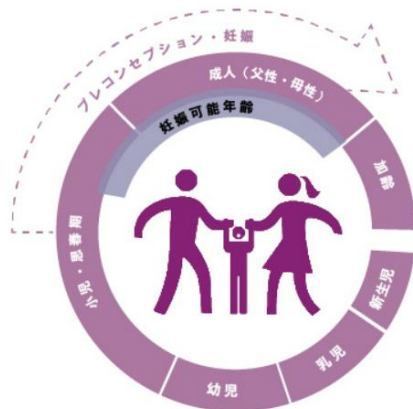
プレコンセプションケアの推進

性別を問わず、性及び妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアを推進するため、ホームページ等により普及啓発を行います。

また、プレコンセプションケアに関するオンライン相談のほか、企業や学校を対象とした出前講座を行います。

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実

妊産婦が居住する市町村によって妊娠期から子育て期の支援に差が生じないように、市町村の母子保健事業や児童福祉との連携の状況を確認し、必要に応じて体制整備や事業評価による精度管理等の支援を行います。



2-8 計画に位置付けた主な事業

新たに位置づけた事業

重点施策(個別施策)

4. 子どもの貧困対策

(2) 体験格差の解消、学習機会の確保のための支援

(3) 生活の安定に資するための支援

体験活動促進事業

必要最低限の生活費で暮らす家庭では、成長の過程で通常経験するであろうことができていない、「体験格差」が生じています。そのため、生活保護・生活困窮世帯の子どもを対象に、社会性を育む体験活動(キャンプ体験や演劇鑑賞など)を行います。



子ども食堂への側面的支援

寄付を希望する企業とのマッチングを調整する「マッチングコーディネーター」を配置し、寄付物品の受入れにかかる物流、保管場所等の課題解決を図ります。子ども食堂の活動状況を調査し、ホームページなどで発信します。



新たに位置づけた事業

重点施策(個別施策)

- 4. 子どもの貧困対策
 - (6) 必要な支援の利用を促す取組
- 6. 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びケアラー・ヤングケアラーへの支援
 - (8) ケアラー、ヤングケアラーへの支援

「かながわ子どもサポートドック」の推進

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを活用し、様々な困難に直面する子どもたちをプッシュ型面談等を通じて早期に把握し、医療や福祉等の関係機関による支援へとつなぐ「かながわ子どもサポートドック」の取組を推進します。

かながわケアラー支援ポータルサイト

ケアラー本人がケアラー・ヤングケアラーであると気づき、相談や支援につながるよう、県ホームページにおいて、ケアラー本人や関係機関に相談窓口や利用できるサービスなどの情報を提供するとともに、県民の方にケアラーの置かれている状況などについて周知します。

ケアラーとは

こころやからだに不調のある人の介護、看病、療育、世話、気づかいなど、ケアが必要な家族や近親者、友人、知人などを無償でケアする方です。

近年、少子高齢化や核家族化の進展、共働き世帯の増加、家庭の経済状況の変化といったさまざまな要因がある中、ケアラーの方に過重な負担が掛かっています。



2-10 計画に位置付けた主な事業

③ ライフステージ別の重要事項(p.92～)

重点施策	個別施策数 (主な事業数)	主な事業の例
1. 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保	6 (10)	・低出生体重児の育児支援 ・先天性代謝異常等への対応及び新生児聴覚検査に関する取組の推進
2. 子どもの誕生前から幼児期までの子どもの成長の保障と遊びの充実	4 (41)	・保育所等利用待機児童解消の取組 ・医療的ケア児に対する保育支援 ・保育士確保の取組
3. 子どもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等	7 (25)	・GIGAスクール構想の推進 ・部活動の地域移行 ・「いのちの授業」等の推進
4. 居場所づくり	2 (11)	・子どもの居場所づくりの環境整備 ・放課後児童クラブの設置・運営に対する支援
5. 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実	4 (9)	・小児救急医療体制の整備 ・性と健康の相談センターの運営

2-11 計画に位置付けた主な事業

③ ライフステージ別の重要事項(p.92～)

重点施策	個別施策数 (主な事業数)	主な事業の例
6. 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育	4 (13)	・若者向け消費者教育の推進 ・学校におけるライフデザインに関する教育の推進
7. いじめ防止	1 (6)	・いじめ・暴力行為等の未然防止対策 ・スクールライフサポーターの派遣
8. 不登校の子どもへの支援	2 (17)	・メタバースを活用した不登校の子どもへの支援 ・NPO等との連携による不登校相談会
9. 校則の見直し	1 (1)	・校則の見直し、公表等の周知
10. 体罰や不適切な指導の防止	1 (2)	・体罰や不適切な指導の防止の取組み

2-12 計画に位置付けた主な事業

③ ライフステージ別の重要事項(p.92～)

重点施策	個別施策数 (主な事業数)	主な事業の例
11. 高校中退の予防	2 (12)	・きめ細かな教育相談の実施 ・地域若者サポートステーションにおける職業的自立支援
12. 高等教育の修学支援、高等教育の充実	4 (7)	・保健福祉大学の入学料等の減免
13. 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組	2 (13)	・かながわ若者就職支援センターにおける就業支援 ・職業技術校等における訓練の実施
14. 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援	1 (3)	・恋カナ！プロジェクトの実施及びマッチングアプリの利用促進
15. 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実	3 (12)	・不登校・ひきこもり等のサポートに取り組むNPO団体等の活動支援 ・「ひきこもり×メタバース」社会参加支援

2-13 計画に位置付けた主な事業

新たに位置づけた事業

誕生前から幼児期まで

重点施策(個別施策)

1. 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保
(4)産前産後から子育て期を通じた切れ目のない支援提供
(6)乳幼児健診等の推進

低出生体重児の育児支援

低出生体重児の発育状況を記録でき、医療的ケアが必要な場合等にも役立てられるようにするとともに、医療従事者等との情報共有にも活用できる母子健康手帳のサブブックを作成します。

先天性代謝異常等への対応及び新生児聴覚検査に関する取組の推進

新生児における先天性代謝異常等を早期に発見するため、新生児マススクリーニング検査等を行うとともに、国の実施する実証事業に参画します。また、聴覚検査機器の購入経費の一部を補助します。



新たに位置づけた事業

学童期・思春期

重点施策(個別施策)

4. 居場所づくり

(1) 子ども・若者の目線に立った多様な居場所づくり

6. 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

(3) ライフデザインに関する意識啓発・情報提供

子どもの居場所づくりの環境整備

子どもの居場所づくりに関する指針を踏まえ、市町村の取組を支えとともに、子どもの居場所の担い手を増やすため、民間事業者等と連携するなど、広域的な子どもの居場所づくりの環境整備を行います。



学校におけるライフデザインに関する教育の推進

高等学校学習指導要領に基づき、各教科・科目、特別活動及び総合的な探究の時間等で、各ライフステージの特徴などを踏まえた、生涯を見通した生活設計や、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくための教育を実施します。

新たに位置づけた事業

重点施策(個別施策)

- 14. 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
 - (1) 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
- 15. 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実
 - (3) 悩みや不安を抱える友達を相談支援やサポートにつなげるための情報等の周知

恋カナ！プロジェクトの実施及びマッチングアプリの利用促進

結婚を希望する方がその希望を実現できるよう、市町村等と連携し出会いの機会を創出するとともに、マッチングアプリ運営会社と連携し、結婚を希望する方の婚活への最初の一步をデジタルを活用して支援します。



「ひきこもり×メタバース」社会参加支援

ひきこもり等の当事者が外出せずに気軽に参加できる「メタバース」を活用して、仮想空間上に他者と交流可能な居場所を設置し、イベント開催や相談受付の実施等により、ひきこもり当事者の社会参加を支援します。

2-16 計画に位置付けた主な事業

④ 子育て当事者の不安解消のための施策(p.134～)

重点施策	個別施策数 (主な事業数)	主な事業の例
1. 子育てや教育に関する経済的負担等の軽減	3 (13)	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育・保育の無償化 ・高等学校等修学支援 ・私立高等学校等生徒学費補助 ・小児医療費助成
2. 地域子育て支援、家庭教育支援	3 (11)	<ul style="list-style-type: none"> ・こども誰でも通園制度 ・地域子ども・子育て支援事業 ・通園の負担軽減
3. 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大	1 (11)	<ul style="list-style-type: none"> ・男性の家事・育児の促進 ・かながわ版父子手帳「パパノミカタ」の普及促進
4. ひとり親家庭への支援	2 (10)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当 ・ひとり親への養育費確保支援 ・ひとり親等に対する就労支援 ・SNSを活用した相談窓口

新たに位置づけた事業

重点施策(個別施策)

2. 地域子育て支援、家庭教育支援

(1) 地域のニーズに応じた様々な子育て支援の推進

通園の負担軽減

乳幼児の使用済み紙おむつを保護者が持ち帰ることなく、保育所等が処分するために必要な費用等を支援する市町村に対して補助します。

また、保育所等における使用済みおむつの保管用ゴミ箱の購入等の費用を補助することで、子どもを安心して育てることができる体制整備の支援を行います

こども誰でも通園制度導入に向けた市町村バックアップ

就労要件を問わずに利用できる「子ども誰でも通園制度」の実施にあたり、県として、保育士を増やす取組の継続や、実施主体である市町村間での情報共有の場を設置するなど、本制度の円滑な実施を支援していきます。



2-18 計画に位置付けた主な事業

⑤ 子ども・若者を地域でともに育む施策(p.144～)

重点施策	個別施策数 (主な事業数)	主な事業の例
1. 子ども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保	3 (14)	<ul style="list-style-type: none">・保育士確保の取組・家庭的保育者や子育て支援員等を対象とした研修・子どもの貧困等に係る人材育成・ひきこもり・不登校を支援する人材の養成研修
2. 子育てに係る手続・事務負担の軽減、必要な支援を人に届けるための情報発信	1 (2)	<ul style="list-style-type: none">・インターネット等による総合的な子育て支援情報の提供・保育現場のICT化の推進
3. 子ども・若者、子育てにやさしい社会づくりのため意識改革、環境整備	1 (7)	<ul style="list-style-type: none">・こどもまんなかアクションの推進・かながわ子育て応援パスポート・かながわ子ども・子育て支援大賞

新たに位置づけた事業

重点施策(個別施策)

- 1. 子ども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保
- (2) 子どもや家庭に関わる職員などに対するメンタルケア



保育人材に対するメンタルケア

保育士の魅力を発信するため、県ホームページ上で県内の保育所でいきいきと活躍されている保育士の声を紹介しします。
また、園長経験者等が保育所等を巡回し、現場の保育士に対して保護者への適切な対応方法等に関する助言等を行ったり、保育士の方へ役立つ各種専門相談窓口を案内します。

教員に対するメンタルケア

県立学校教員を対象に、職場環境改善等の相談支援を行う専門医の派遣、外部委託による医療相談体制の整備を行うとともに、研修によりメンタルヘルス対策に関する管理職等の知識・技能の向上に努めます。
また、休職中の職員の円滑な職場復帰の支援として、3か月以内の期間で、復職前に学校での補助業務や授業準備などを実施する職場リハビリテーション制度を行います。

神奈川県 Kanagawa Prefectural Government

ホーム > 健康・福祉・子育て > 出産・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育士になりたい・研修を受けたい > 保育士の相談窓口

印刷用ページを表示 初期

保育士の相談窓口

保育士の方に役立つ各種専門の相談窓口のご案内

保育士の相談窓口

保育現場で働いている方で、職場内の人間関係や、職場環境など、様々な職場のトラブルに関するお悩みを抱えている保育士の方へ、役立つ各種専門相談窓口をご紹介します。

※多くの窓口が保育士の方に限らず、相談を受け付けています。

// 1 職場のトラブル

[総合労働相談コーナー \(別ウィンドウで開きます\)](#) (神奈川労働局)

- 賃金、解雇、配置転換、パワハラ、いじめなど職場で発生したトラブルに関する相談や、トラブルの未然防止に向けた情報提供などをワンストップで行っています。
- 専門の相談員が面談もしくは電話で対応しています (一部の場所に女性相談員います)。

[労働条件相談「はっとライン」 \(別ウィンドウで開きます\)](#) (厚生労働省)

- 違法な時間外労働・過重労働による健康被害・賃金不払残業などの労働基準関係法令に関する問題について、専門知識を持つ相談員が、法令・裁判例をふまえた相談対応や各関係機関の紹介などを行う、電話相談です。
- 令和5年度は、労働基準監督署などが開庁している平日夜間、土日・祝日に電話で相談できます。

新たに位置づけた事業

重点施策(個別施策)

2. 子育てに係る手続・事務負担の軽減、必要な支援を人に届けるための情報発信

(1) 子育てに係る手続・事務負担の軽減



インターネット等による総合的な子育て支援情報の提供

子育てに関する情報を必要としている方に、「LINE」を活用した「子育てパーソナルサポート」を通じて、子育て世帯に対し子育て支援情報をパーソナルに発信します。

また、県内の市町村が電子申請できるシステムを導入するためにかかる費用を県が補助することで、県民が市町村窓口に行くことなくオンライン申請でき、子育てにかかる負担を軽減します。



2-21 計画に位置付けた主な事業

新たに位置づけた事業

重点施策(個別施策)

3. 子ども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革、環境整備
(1) 子ども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革、環境整備



こどもまんなかアクションの推進

社会全体で子どもや子育てを支えるためのやさしい社会づくり(こどもまんなか社会)を進めていくため、市町村や県内企業等のこどもまんなかの取組事例(こどもまんなかアクション)をわかりやすく周知します。

市町村への支援

子ども・子育て支援の中心を担う基礎自治体(市町村)の、地域や規模等で様々に異なる課題を解決し、子ども・子育て施策をさらに充実させるため、県の子ども・子育て基金から予算を配分し、市町村の新たな取組を支援します。

こどもまんなかアクション
電車・バス広告



1 ふりかえり

2 計画に位置付けた事業

- ① 子ども・若者の社会参画、意見反映
- ② ライフステージを通じた重要事項
- ③ ライフステージ別の重要事項
- ④ 子育て当事者の不安解消のための施策
- ⑤ 子ども・若者を地域でともに育む施策

3 目標値

4 教育・保育の需給計画

5 人材の必要見込み数

6 計画の点検・評価及び推進体制

3 目標値(p.150～)

考え方

- 既存の目標項目に加え、関連計画に設定されている目標値のうち、子ども・若者施策に関連するもので、目標設定可能なものを新たに設定

項目	個数	数値目標の例
1 子ども・若者の社会参画、意見反映	2	・子どもの意見をきくための意見表明等支援員の登録者数
2 ライフステージを通じた重要事項	22	・プレコンセプションケア講座の参加者数 ・「かながわひとり親家庭相談LINE」の登録者数
3 ライフステージ別の重要事項	23	・保育所等利用待機児童数 ・「かながわ子どもサポートブック」により支援につながった割合
4 子育て当事者の不安解消のための施策	2	・働き方改革に関連するセミナーへの参加者数
5 子ども・若者を地域とともに育む施策	4	・「安心して子どもを産み育てられる環境が整っていること」に関する満足度

1 ふりかえり

2 計画に位置付けた事業

- ① 子ども・若者の社会参画、意見反映
- ② ライフステージを通じた重要事項
- ③ ライフステージ別の重要事項
- ④ 子育て当事者の不安解消のための施策
- ⑤ 子ども・若者を地域でともに育む施策

3 目標値

4 教育・保育の需給計画

5 人材の必要見込み数

6 計画の点検・評価及び推進体制

4 教育・保育の需給計画 (p.156～)

県合計		1号	2号	3号			小計	計
				0歳	1歳	2歳		
令和7年度	需要量 (量の見込み)	67,865	115,770	13,948	33,757	35,089	82,794	266,430
	供給量 (確保の内容)	94,959	118,581	15,500	33,489	35,514	84,503	298,043
	需給差	27,094	2,811	1,552	▲ 268	425	1,709	31,613
令和8年度	需要量 (量の見込み)	64,156	113,799	13,892	34,587	35,034	83,513	261,468
	供給量 (確保の内容)	89,744	117,465	15,606	34,075	35,928	85,609	292,818
	需給差	25,588	3,666	1,714	▲ 512	894	2,096	31,350
令和9年度	需要量 (量の見込み)	61,069	112,069	13,866	35,010	35,495	84,371	257,509
	供給量 (確保の内容)	85,300	116,490	15,628	34,621	36,140	86,389	288,179
	需給差	24,231	4,421	1,762	▲ 389	645	2,018	30,670
令和10年度	需要量 (量の見込み)	58,140	110,173	13,854	35,414	35,505	84,773	253,087
	供給量 (確保の内容)	81,032	114,985	15,652	35,050	36,210	86,912	282,929
	需給差	22,892	4,812	1,798	▲ 364	705	2,139	29,842
令和11年度	需要量 (量の見込み)	55,673	108,987	13,839	35,805	35,494	85,138	249,798
	供給量 (確保の内容)	76,833	113,815	15,690	35,472	36,269	87,431	278,079
	需給差	21,160	4,828	1,851	▲ 333	775	2,293	28,281

○ 各市町村から報告された9月時点の暫定値を集計

○ 県全体の総数では計画最終年度までに需給が均衡するものの、1歳の受け皿が不足

1 ふりかえり

2 計画に位置付けた事業

- ① 子ども・若者の社会参画、意見反映
- ② ライフステージを通じた重要事項
- ③ ライフステージ別の重要事項
- ④ 子育て当事者の不安解消のための施策
- ⑤ 子ども・若者を地域でともに育む施策

3 目標値

4 教育・保育の需給計画

5 人材の必要見込み数

6 計画の点検・評価及び推進体制

5 人材の必要見込み数 (p.166～)

(単位：人)

職種	(参考) 令和5年度 実績値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
幼稚園教諭	7,369	9,130	8,619	8,223	7,836	7,430
保育士	35,333	40,363	40,592	40,743	40,794	40,811
保育教諭	3,615	3,731	3,822	3,841	3,820	3,887
保育従事者	37	51	52	54	55	55
家庭的保育者	118	111	108	106	107	107
家庭的保育補助者	68	60	59	58	59	59

- 令和6年4月1日から施行された配置基準の見直しを反映
3歳児 20対1 → 15対1
4歳児以上 30対1 → 25対1
- 見直しの結果、幼稚園教諭の見込み数が2割増

1 ふりかえり

2 計画に位置付けた事業

- ① 子ども・若者の社会参画、意見反映
- ② ライフステージを通じた重要事項
- ③ ライフステージ別の重要事項
- ④ 子育て当事者の不安解消のための施策
- ⑤ 子ども・若者を地域でともに育む施策

3 目標値

4 教育・保育の需給計画

5 人材の必要見込み数

6 計画の点検・評価及び推進体制

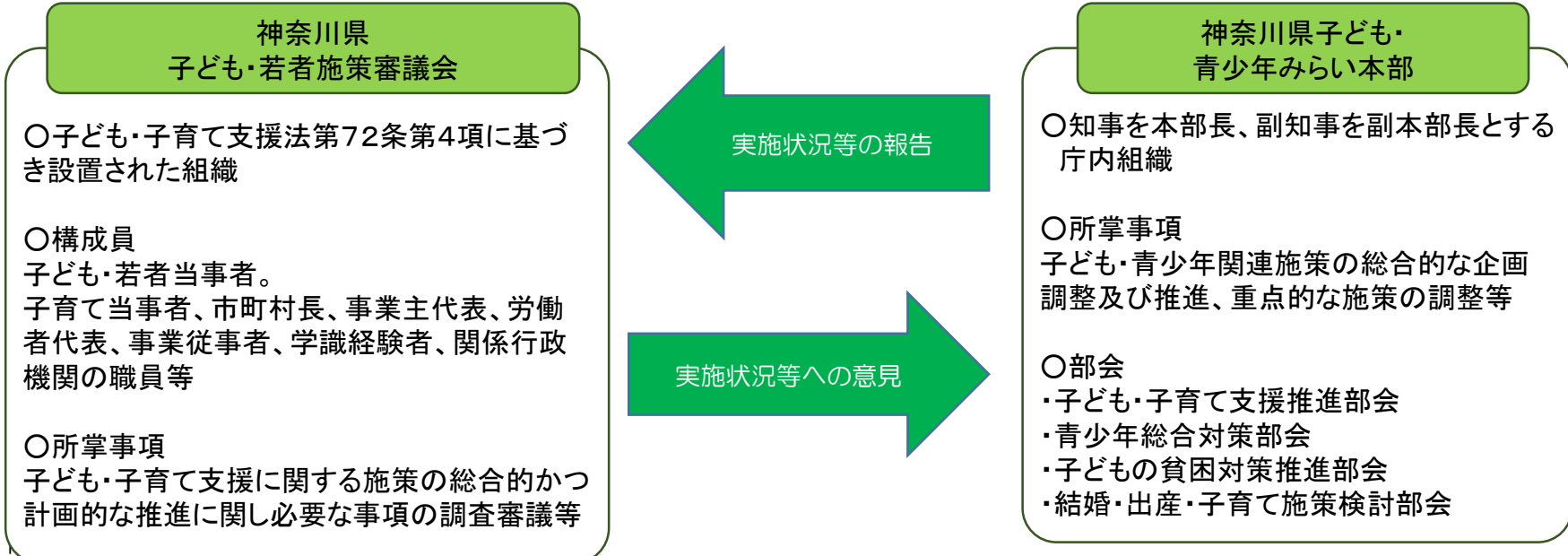
6 計画の点検・評価及び推進体制 (p.168)

1 計画の達成状況の点検・評価

- ・毎年度、施策の実施状況等について、点検・評価し、審議会で審議、結果を公表。
- ・必要な場合には、計画期間の中間年を目安に計画の見直しを行う。

2 計画の推進体制

審議会及び神奈川県子ども・青少年みらい本部において、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進。



スケジュール

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
審議会		● 30日 子② ● 1日 貧② ● 5日 若② ● 21日 審議会②			● 審議会③	
作業	素案作成			パブコメ	案作成	
議会	● 骨子案 議会報告		● 素案 議会報告			● 案 議会報告